

新たな住民自治組織の構成内容

総会

- ・総会は、住民自治組織の方針を決定する最高議決機関となります。
- ・1年間の事業報告と決算、新年度の事業計画と予算、役員選出などの重要事項を提案し、審議議決を経ていくこととなります。
- ・総会出席者は地域住民が対象となりますが、すべての住民が参加することは困難だと思われますので、規約に各町内会・構成団体役員が参加するのか、あるいは各町内から名の出席と位置付けるのか等、当該地域で決めていく必要があります。(代議員制度の導入検討)

運営委員会

- ・運営委員会は、役員会の運営をチェックする機関となります。
- ・事業計画や予算配分について指導・助言を行なうこととなります。
- ・先進地の宗像市では、町内会長さんで構成されています。これは、町内会長さんの役割を軽減するために設けてあります。

役員会

- ・役員を中心に構成する執行機関となります。
- ・各部会や各団体間の連絡調整や各事業における協力体制について協議していきます。
- ・年間事業計画の策定や予算・決算及び予算更正等を策定し協議していきます。
- ・総会や運営委員会への提案事項の整理や行政への意見の取りまとめ等を行ないます。

先進地では運営委員会と役員会を統合しているところが多く見られます。

事務局

- ・住民自治組織を効率よく運営していくために必要な事務処理や企画全般に携わっていきます。例えば、以下のような作業が出てきます。
 - 役員や行政当局との連絡調整
 - 各部会（各団体）の事業における補佐的業務
 - 予算管理
 - 補助金の管理、事務処理
 - 広報誌の発行業務（事業実施における記録保存）